

第1号様式（第4条関係）

瀬戸市本人通知制度登録申請書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

瀬戸市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

登録申請者	フリガナ		生年	年	月	日
	氏名		月日			
	住所					
	電話番号	()	—			

窓口に来られた方	<input type="checkbox"/> 登録申請者と同じ					
	フリガナ		生年	年	月	日
	氏名		月日			
	住所					
	電話番号	()	—			
	区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人（親権者・成年後見人） <input type="checkbox"/> 任意代理人				

通知対象とする証明書	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（ <input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除票） <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍（ <input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍（改製原含む。）） <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票（ <input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍（改製原含む。））					
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 上記登録申請者の住所（瀬戸市内に限る。） <input type="checkbox"/> その他 瀬戸市					
通知対象戸籍	本籍	<input type="checkbox"/> 上記登録申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 愛知県瀬戸市			筆頭者	

（注）1 太枠内に必要事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。

- 2 申請の際に、次に掲げる書類を提示又は提出してください。
- ① 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
 - ② 法定代理人による申請の場合は、①及びその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - ③ 任意代理人による申請の場合は①、委任状及び委任者の本人確認書類

※職員記入欄

受付	審査	住基処理	戸籍処理	名簿入力	本人確認
					<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()

注 意 事 項

1 登録期間について

- (1) この申請の登録期間は、市から送付される本人通知制度登録可否決定通知書の通知日から3年です。
- (2) 登録期間満了日後も引き続き登録を希望する場合は、更新の申請を行ってください。
なお、市から登録期間が満了する旨の連絡は行いませんのでご了承ください。
- (3) 更新は、登録期間満了日の1か月前から申請することができます。

2 登録内容の確認

登録内容に疑義が生じた場合等は、確認のために他の市区町村の住民基本台帳を調査することがあります。

3 登録内容の変更・廃止

- (1) 氏名、住所その他の当申請書に基づく登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出を行ってください。届出なく住所等が変更になり、交付通知書が届かなくなった場合、登録は廃止となります。
- (2) 廃止の届出を行った場合又は住民登録が無くなった場合（職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録期間満了日以前であっても登録は廃止となります。

4 交付通知書について

- (1) 登録申請の際、通知対象とした証明を第三者等からの請求に基づき市が交付した場合に、交付通知書を登録者本人宛に当該登録内容に従って送付します。
- (2) 第三者等が国・地方公共団体の機関に当たる場合は、通知の対象から除かれます。
- (3) 請求者（第三者等）に関する個人情報を確認することはできません。
※お知らせした内容については、瀬戸市個人情報保護条例に基づき、交付請求書等の開示を請求することができます。ただし、この条例の規定により、交付請求等をした第三者の氏名などの個人情報は開示されません。また、開示までには日数を要します。
- (4) 国外に転出されたときは、交付通知書を送ることはできません。登録廃止の届出を行ってください。再入国されたときは、再度申請を行ってください。

私は、制度内容を十分に理解し、上記の内容に同意した上で申請します。また、本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害抑止の一助を目的とするものであることを理解し、これ以外の目的で本制度を利用しないことを約します。

年 月 日

氏 名 _____